令和7年度事務事業評価シート

【基本事項】

事務事業名	国民健康保険の運営	担当課名	住民環境課
		担当係名	国保年金係
（予算書コード）	03-01-01-20-01 国民健康保険特別会計		
事業区分	単年度予算 ／ 運営方法	直　営	
事業の開始・終了	年　月 ～ 年　月　（事業に始期又は終期がある場合に記入）		
根拠法令等の名称	国民健康保険法、下諏訪町国民健康保険条例、下諏訪町国民健康保険給付規則		

【事業の概要及び分析】

事業の目的 （誰に対して） （何のために） （何を行うか）	ほかの健保被保険者を除く住民を対象とし、全ての町民を健康保険の対象とする（皆保険）ことを目的とする。 医療機関を受診した際、医療費の一部を法の枠内で町国保が負担する。 また、一ヶ月の医療費が法定の限度額を超過した場合や、出産、死亡等に際して給付を行う。 ※国保制度改革により、平成30年度から国保財政運営に県が加わり、県への納付金の納付方法が変更となった。

事業の活動成果 （事業の実施によりどのような状態にしたいか）	指標名	指標の算出方法	単位		令和5年度	令和6年度	令和7年度
	加入者一人当たりの医療費	医療費支弁額総額／受給対象者	円	目　標			
				実　績	559,037	555,902	554,275
				達成率			

【投入されたコスト・業務量】

			令和6年度決算	令和7年度決算	令和8年度予算
事業費	事業費　A		1,732,809 千円	1,652,456 千円	1,767,767 千円
		うち 会計年度任用職員人件費	3.00 人　90 千円	3.00 人　111 千円	3.00 人　122 千円
	正規職員人件費　B		4.00 人　24,647 千円	4.00 人　26,997 千円	4.00 人　24,233 千円
事業費合計　C（A＋B）			1,757,456 千円	1,679,453 千円	1,792,000 千円
財源内訳	特定財源	国の負担	2,228 千円	4,118 千円	1,324 千円
		県の負担	1,268,278 千円	1,192,508 千円	1,330,110 千円
		町の借入	千円	千円	千円
		その他	362,806 千円	349,856 千円	331,829 千円
		うち 使用料・手数料　D	348,168 千円	332,707 千円	328,340 千円
	一般財源（町の負担）		124,144 千円	132,971 千円	128,737 千円
受益者負担率（D／C）			19.811 %	19.810 %	18.323 %

【事業の評価】

区　分		評　価		説　明
妥当性	町が行う必要があるか 国・県・民間・住民と役割分担できないか	A	法律で義務付けられている	国保法により、町による運営が義務付けられている。
公平性	受益者が偏っていないか 適切な費用負担を求めているか	A	適切である	法定給付である。
効率性	予算、人員と成果を踏まえ、事業が効率的に行われているか	A	適切である	審査と情報処理の一部を外部委託し、係でなければできない仕事を行っている。近年の相次ぐ制度改革により事務量は増加している。
達成度	事業の活動成果は目標を上回っているか （下回っている場合は、その理由）			法定給付事業であり、目標設定にはなじまない。

総合評価	現状維持	被保険者の減少及び高齢化、医療の高度化等により、国民健康保険の運営は厳しい財政状況にある。また、度重なる制度改正により事務処理も増加している。そのような現状にあっても、丁寧でわかりやすい説明を行うことで被保険者に寄り添った保険給付を引き続き実施していく。
前年度の総合評価 （評価が変わった場合はその理由）	現状維持	

令和7年度事務事業評価シート

【基本事項】

事務事業名	**福祉医療給付事業**	担当課名	住民環境課
		担当係名	国保年金係
（予算書コード）	03-03-01-05-01、03-03-01-10-01、03-03-01-12-01		
事業区分	単年度予算 ／ 運営方法	直　営	
事業の開始・終了	年　月 ～　年　月	（事業に始期又は終期がある場合に記入）	
根拠法令等の名称	下諏訪町福祉医療費給付金条例		

【事業の概要及び分析】

事業の目的 （誰に対して） （何のために） （何を行うか）	医療費の負担が重い母子・父子家庭、18歳到達年度末までの乳幼児等、一定の要件に該当している障がい者を対象とし、医療費の軽減を図るため、1ケ月1医療機関ごと自己負担額を500円として、かかった医療費の差額を給付する。						
事業の活動成果 （事業の実施によりどのような状態にしたいか）	指標名	指標の算出方法	単位		令和5年度	令和6年度	令和7年度
	受給者一人当たりの医療給付費	福祉医療費給付額/受給者数	円	目　標			
				実　績	45,697	44,089	44,096
				達成率			

【投入されたコスト・業務量】

			令和6年度決算	令和7年度決算	令和8年度予算
事業費	事業費　A		142,451 千円	139,076 千円	153,318 千円
		うち 会計年度任用職員人件費	人　千円	人　千円	人　千円
	正規職員人件費　B		1.00 人　6,938 千円	1.00 人　7,295 千円	1.00 人　7,506 千円
事業費合計　C（A＋B）			149,389 千円	146,371 千円	160,824 千円
財源内訳	特定財源	国の負担	千円	千円	千円
		県の負担	57,334 千円	56,528 千円	64,483 千円
		町の借入	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円
		うち 使用料・手数料　D	千円	千円	千円
	一般財源（町の負担）		92,055 千円	89,843 千円	96,341 千円
受益者負担率（D／C）			0 %	0 %	0 %

【事業の評価】

区　分		評　価		説　明
妥当性	町が行う必要があるか 国・県・民間・住民と役割分担できないか	B	町以外では行えない	一定以上の重度障がい者や、母子父子家庭が医療を受けられる環境を整えることは、行政の責務である。平成30年8月診療から開始された18歳未満の乳幼児等に対する現物給付方式は、子育て支援策の一環として有効である。
公平性	受益者が偏っていないか 適切な費用負担を求めているか	A	適切である	医療費を助成することにより、経済的負担を軽減しており、制度として適正に行われている。
効率性	予算、人員と成果を踏まえ、事業が効率的に行われているか	A	適切である	電算処理は外部委託をし、他市町村と比較しても必要最小限の職員体制で事務を行っている。
達成度	事業の活動成果は目標を上回っているか （下回っている場合は、その理由）			該当者からの申請に基づき受給者証を発行しており、目標設定にはそぐわない。

総合評価	**現状維持**	対象者の経済的負担軽減が得られ、公共性、必要性は高い。また、福祉政策の一環としても、とても大きい役割をしている。
前年度の総合評価 （評価が変わった場合はその理由）	現状維持	

令和7年度事務事業評価シート

【基本事項】

事務事業名	**後期高齢者医療の推進**	担当課名	住民環境課
		担当係名	国保年金係
（予算書コード）	03-01-03-22-01 後期高齢者医療特別会計		
事業区分	単年度予算 ／ 運営方法 ／ その他		
事業の開始・終了	平成 20 年 4 月 ～ 年 月 （事業に始期又は終期がある場合に記入）		
根拠法令等の名称	高齢者の医療の確保に関する法律		

【事業の概要及び分析】

事業の目的 （誰に対して） （何のために） （何を行うか）	75歳以上の方（一定の障がいをもつ65歳以上の方も含む）を対象とし、心身の特性に合わせた医療サービスを介護サービスと連携して提供することにより、健康の質を向上させる「医療の適正化」を目標とする。また、後期高齢者の医療を現役世代と分離することにより、世代間の負担を明確にし、公平化及び財政基盤の安定化を図る「医療費の適正化」を視野に入れたもので、そのための窓口業務（申請受付・保険証の交付等）及び保険料の徴収を行う。						
事業の活動成果 （事業の実施によりどのような状態にしたいか）	指標名	指標の算出方法	単位		令和5年度	令和6年度	令和7年度
	受給者一人当たりの医療費	医療費総額／受給対象者	円	目標			
				実績	974,399	971,849	996,124
				達成率			

【投入されたコスト・業務量】

			令和6年度決算	令和7年度決算	令和8年度予算
事業費	事業費 A		436,449 千円	460,731 千円	488,920 千円
		うち 会計年度任用職員人件費	人 千円	人 千円	人 千円
	正規職員人件費 B		1.00 人 8,677 千円	1.00 人 9,054 千円	1.00 人 9,080 千円
事業費合計 C（A＋B）			445,126 千円	469,785 千円	498,000 千円
財源内訳	特定財源	国の負担	千円	千円	千円
		県の負担	千円	千円	千円
		町の借入	千円	千円	千円
		その他	357,280 千円	372,583 千円	397,958 千円
		うち 使用料・手数料 D	356,818 千円	371,239 千円	396,741 千円
	一般財源（町の負担）		88,316 千円	87,758 千円	100,496 千円
受益者負担率（D／C）			80.161 %	79.023 %	79.667 %

【事業の評価】

区分		評価		説明
妥当性	町が行う必要があるか 国・県・民間・住民と役割分担できないか	A	法律で義務付けられている	実施主体を長野県後期高齢者医療広域連合とし、町は窓口業務や収納業務を実施することが法により定められている。
公平性	受益者が偏っていないか 適切な費用負担を求めているか	A	適切である	法定給付及び現役世代からの支援金により、公平を維持している。
効率性	予算、人員と成果を踏まえ、事業が効率的に行われているか	A	適切である	財政及び制度運用の基幹を県単位の後期高齢者医療広域連合が担うことで、効率的に制度が運営されている。
達成度	事業の活動成果は目標を上回っているか （下回っている場合は、その理由）			目標設定にはなじまない。

総合評価	**現状維持**	高齢化社会における医療費抑制と、高齢者への医療提供を実現するために、安定的な運営を可能にする必要がある。高齢の被保険者へのわかりやすい説明と公平感のある保険料の賦課徴収や給付についての説明を今後も実施していく必要がある。
前年度の総合評価 （評価が変わった場合はその理由）	現状維持	

令和7年度事務事業評価シート

【基本事項】

事務事業名	高齢者の保健・介護一体的実施事業の運営	担当課名	住民環境課
		担当係名	国保年金係
（予算書コード）	04-01-01-14-01		
事業区分	単年度予算 ／ 運営方法：直　営		
事業の開始・終了	令和　3　年　4　月 ～　　年　　月　（事業に始期又は終期がある場合に記入）		
根拠法令等の名称	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等一部改正法、高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法、介護保険法		

【事業の概要及び分析】

事業の目的 （誰に対して） （何のために） （何を行うか）	65歳以上の国民健康保険被保険者及び、75歳以上の後期高齢者医療被保険者を対象に実施。74歳までの国保保健事業と75歳以降の後期高齢者医療制度の保健事業の適切な継続や、介護予防の取組の一体的実施が推進されることから、庁内関係課との連携により事業を実施。専従の医療専門職（保健師等）によるKDBシステムを活用した健康課題の分析、事業の企画・調整及び、地域における高血圧・糖尿病ハイリスク者への重症化予防個別支援、認知症などフレイル予防の健康教育を行う。						
事業の活動成果 （事業の実施によりどのような状態にしたいか）	指標名	指標の算出方法	単位		令和5年度	令和6年度	令和7年度
	高齢者の保健・介護予防の一体的実施事業	ハイリスクアプローチ対象者への保健指導実施数	人	目　標	83	82	89
				実　績	60	78	87
				達成率	72.3%	95.1%	97.8%

【投入されたコスト・業務量】

			令和6年度決算	令和7年度決算	令和8年度予算
事業費	事　業　費　A		2,262 千円	1,974 千円	2,394 千円
	うち 会計年度任用職員人件費		人　千円	人　千円	人　千円
	正規職員人件費　B		0.05 人　347 千円	0.05 人　365 千円	0.05 人　375 千円
事業費合計　C（A＋B）			2,609 千円	2,339 千円	2,769 千円
財源内訳	特定財源	国　の　負　担	千円	千円	千円
		県　の　負　担	千円	千円	千円
		町　の　借　入	千円	千円	千円
		そ　の　他	620 千円	835 千円	1,039 千円
		うち 使用料・手数料　D	千円	千円	千円
	一般財源　（町の負担）		1,989 千円	1,504 千円	1,730 千円
受益者負担率　（D／C）			0 %	0 %	0 %

【事業の評価】

区　分		評　価		説　明
妥当性	町が行う必要があるか 国・県・民間・住民と役割分担できないか	A	法律で義務付けられている	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等一部改正法（2020年4月施行）により、高確法、国保法、介護保険法にそれぞれ事業が位置付けられている。
公平性	受益者が偏っていないか 適切な費用負担を求めているか	A	適切である	高確法、国保法、介護保険法にそれぞれ対象者が位置付けられている。
効率性	予算、人員と成果を踏まえ、事業が効率的に行われているか	A	適切である	訪問の対象者を経年で追えるように台帳や評価表を整理し、優先的に関わるべき対象者を明確化した。対象者のうち、よりリスクの高い未治療者からアプローチをしていくなど、優先度の高い順に保健指導を実施している。
達成度	事業の活動成果は目標を上回っているか （下回っている場合は、その理由）	B	目標値どおりである	アウトプット評価としては目標に準じた保健指導の介入ができた。家庭血圧測定の定着や受診行動の変化など行動変容に資する内容となっているか、保健指導の内容を見直していくことが必要。

総　合　評　価	**現状維持**	後期高齢者被保険者数は今後増加する見込みであり、保健事業へのニーズは高くなっている。健診受診後に個別のフォローとしての訪問（ハイリスクアプローチ）に加え、結果説明会や健康教室（ポピュレーションアプローチ）を実施する。ハイリスクとポピュレーション両輪のアプローチでフォローアップを手厚くすることが健診受診率の向上に寄与すると考えられる。
前年度の総合評価 （評価が変わった場合はその理由）	現状維持	